

# 不祥事を起こしたらどうなるか

想像したことありますか？不祥事を起こしたらどうなるか・・・

- 被害者の方はもちろん、学校の同僚や子ども達、あなたの家族など、**周囲の人々にも、人生が壊れるような大きな負の影響を与えます。**
- それでもあなたは、**不祥事を起こしますか？**

## 不祥事を起こした本人への影響は・・・

### 法的責任が発生（懲戒処分・刑事罰・賠償など）

#### ○公法上の責任

・**懲戒処分**(※)となり、**履歴事項にも記録**されます。

免職になれば、再び教壇に立つことは、非常に難しくなります。

(※) 地方公務員法に基づく懲戒処分：免職、停職、減給、戒告

#### ○刑事上の責任

・刑法、道路交通法等により**懲役刑、罰金刑**が科されます。

#### ○民事上の責任

- ・被害者への**賠償責任(治療費・慰謝料・修繕費等)**が発生する場合があります。
- ・訴訟になれば、多大な費用や労力と時間を費やすことになります。



### 教員免許状の失効

- 懲戒免職になれば、**教員免許状は失効**し、教壇には立てません。
- 児童生徒性暴力等**による懲戒免職等では、**特定免許状失効者等として登録**され、再授与を受けることは極めて困難となります。

### 給与、医療、年金等が減少

- 懲戒処分を受ければ、**給料、期末勤勉手当、昇給、退職手当すべてに影響**します。
- 懲戒免職では、**公立学校共済組合の資格を喪失**し、同組合の**医療保険は家族(被扶養者)を含め適用されなくなり**ます。
- 懲戒処分を受ければ、**年金額(共済年金)も本来額から減少**します。

#### 【参考】懲戒処分が給与にもたらす影響

◆採用23年目(45歳)の9月1日に懲戒処分を受けた場合

・戒告	約 ▲ 70万円
・減給1/10×3月	約 ▲ 140万円
・停職6月	約 ▲ 470万円
・免職	約 ▲ 1億5,000万円(退職手当含む)



※定年まで懲戒処分を受けることなく働いた場合との差額で、あくまで令和7年度の小学校教諭(65歳まで勤務した場合)におけるモデル例です。採用時の年齢、前歴や昇給、昇任などの経過により、個々に影響額は異なります。

# あなたを取り巻く様々な人たちへの影響は・・・

## 被害者・児童生徒・保護者

- 被害者の心に、一生残る深い傷を与えます。
- 教え子である児童生徒を裏切り、心に深い傷を残します。
- 保護者等からの信頼を失い、学校運営にも支障をきたします。



## 同僚・学校

- 日々教育活動に励む教職員全体の信用を失わせることとなります。
- 教育行政に対する県民の信用を失墜させることとなります。
- 同僚教員の怒りと悲しみはどのようなものでしょう。
- 教員全体へのマイナスイメージの弊害が予想されます。



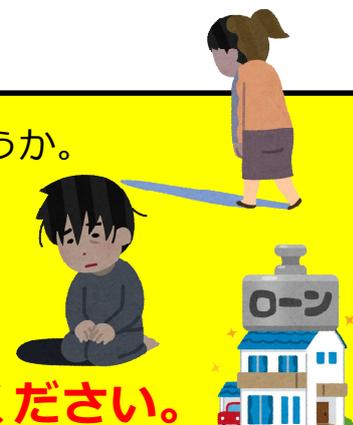
## あなたの家族

- 家族や親族も、周囲の視線に晒されるかもしれません。
- 職場や学校で肩身の狭い思いをするかもしれません。
- 行為の重大性によっては引っ越しや転校などもあるかもしれません。



## その後の人生への影響は・・・

- 処分歴は消えません。教員として再就職はできるでしょうか。
- 一度失った信頼を取り戻すことができるでしょうか？
- 収入を失うことで、生活費、住宅ローン、子どもの学費等、**経済面での影響**が想定されます。
- 今後の人生にどのような影響があるかよく考えてください。



- 不祥事を起こそうと思っている人は、ほとんどいないでしょう。
- なかには、問題行動だと分かっているながら、バレないだろうと考えて、起こしてしまった人もいたかもしれません。
- そして、起こした後で、重大さを理解し、後悔したことでしょう。
- しかし、**起こしたことは取り返しがつきません。**
- そうならないために、今一度、**不祥事を「自分ごと」として捉え、自分の考えや言動を見つめ直すことが必要**です。
- 自分と自分を取り巻くすべての人たちのために、**不祥事は絶対起こさない**という強い気持ちで職務に当たってください。